

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名又は名称	随意契約によることとした理由
学校教育課	スクールヘルパー派遣 事業業務委託	令和 8 年 4 月 23 日	派遣業務 1,870 円/時間	公益社団法人 守口市 シルバー人材センター	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー 人材センターであり、本業務の履 行が可能であるため。
			宿泊行事等交通費 (実費精算分) 290,000 円		